

中間検査のお知らせ

門真市内で以下の建築物を建築しようとする場合は、中間検査を受けなければなりません。

（平成19年7月1日以降に確認申請を提出するものに適用）

門真市で指定する工程と法令により定められている工程があります。

《門真市が指定する特定工程》

●対象となる建築物

| 用 途 | 規 模 |
|------------------------------------|-------------------------|
| ① 住宅（一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿等） | 申請部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの |
| ② 住宅以外の建築物 | 3階以上又は床面積の合計が300㎡を超えるもの |

●特定工程

下記の工程に係る工事を終えたときは、中間検査の申請を行ってください。

（構造や規模によって特定工程が異なります。）

1. 基礎工事に関する特定工程

| 構 造・規 模 | | 特定工程 |
|---------------------------|--|---------|
| 木 造 | 3階以上 又は 延べ面積500㎡を超えるもの 又は 高さ13m又は軒の高さが9mをこえるもの | 基礎の配筋工事 |
| 木造以外 （認証型式部材等による場合を除く） | 2階以上 又は 延べ面積200㎡を超えるもの | |

2. 建方工事に関する特定工程

| 構 造 | 特定工程 |
|--------------|--|
| 木 造 | 屋根の小屋組みの工事 |
| 鉄骨造 | 2階の床版の取付工事 （平屋にあっては、建方工事） |
| 鉄筋コンクリート造 | 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 （平屋にあっては、屋根床版の工事） （配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取付工事） |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造 | |
| その他の構造 | 屋根の工事 |
| 上記の構造を併用する構造 | 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事 （主要構造部の一部を木造とした場合にあつては、最も遅く施工する工事） |

●特定工程後の工程

下記の工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できません。

1. 基礎工事に関する特定工程後の工程

コンクリート打込み工事

2. 建方工事に関する特定工程後の工程

| 構 造 | 特定工程後の工程 |
|--------------|---|
| 木 造 | 壁の外装工事又は内装工事 |
| 鉄骨造 | 壁の外装工事又は内装工事 |
| 鉄筋コンクリート造 | 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事 |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造 | (平屋にあっては、屋根床版の工事) (コンクリート打込み工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付工事) |
| その他の構造 | 壁の外装工事又は内装工事 |
| 上記の構造を併用する構造 | 該当する特定工程の区分に応じて、表に掲げる特定工程後の工程の工事 |

《法令により定められている工程》

●対象となる建築物

階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する建築物

●特定工程

2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

●特定工程後の工程

コンクリート打込み工事

※注意事項

- ・増築の場合は、その部分が対象となります。
- ・工区分けする場合や申請棟数が複数ある場合は、工区ごとや棟ごとに中間検査の申請が必要となります。
- ・門真市に中間検査申請書を提出される場合は、事前に検査日程について電話予約をお願いします。
- ・平成 19 年 6 月 20 日以前に確認申請書を提出されたものは、旧告示による中間検査の指定が適用されますのでご注意ください。

門真市都市建設部建築指導課審査指導 G
TEL 06-6902-6346 (直通)